

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.3

マイナンバー制度の導入により、今年の10月から順次、住民票を有する全ての方に1人1つの12桁のマイナンバーが通知されます。

1 個人番号(マイナンバー)の通知について

- 住民票の住所にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が簡易書留で送付されます。
- ※外国籍でも住民票のある方は対象となります。
 - ※住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。



(案)

2 個人番号カードについて

マイナンバーの通知後、申請をすると、個人番号カードが平成28年1月以降順次交付されます。個人番号カードは、公的機関が発行する本人確認書類として、また、e-Tax等の電子申請等で利用できます。



表面(案)



裏面(案)

3 個人番号カードの申請・交付について

- (1) 通知カードとあわせて、「個人番号カード交付申請書」が送付されます。
- (2) 申請書に署名または捺印し、写真を添付して申請(返信)していただきます。(申請書には、氏名・住所等があらかじめ印刷された状態となっています。)(スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能となる見込みです。)
- (3) 町から、交付準備ができた旨の通知書が送付されましたら、町の窓口に来庁していただき、顔写真確認等本人確認のうえ、カードを公布します。(通知カードと引き換えになりますので、来庁の際は、通知カードをご持参ください。)
- (4) 初回のカード発行手数料は、無料です。
- (5) カードの有効期間は、発行日から申請者の10回目の誕生日までです。ただし、未成年者は発効日から5回目の誕生日までです。

4 マイナンバーの利用について

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体において、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、年金、雇用保険、医療保険、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

マイナンバーに関して不明な点については、全国共通ナビダイヤルへお問い合わせください。

(電話番号:0570-20-0178 営業時間:平日9:30~17:30)

担当:総務課総務グループ 電話番号:5-1111(内線133)、IP告知端末:5-8811